

中山間地域など農業生産条件の不利な地域で農業を続けていくために頑張っている皆様を支援します

～「中山間地域等直接支払交付金」のご紹介です～

中山間地域等



傾斜がきつくて大きな機械が入らない…



【法面の草刈り】



法面が広くて草刈りが大変…

平地農業地域

市街地



中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束（協定締結）した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

詳細については、農林水産省農村振興局中山間地域振興課（☎03-3501-8359）に御相談ください。

中山間地域など農業生産条件の不利な地域で農業を続けていくために頑張っている皆様を支援します

制度のポイント

- 山村、過疎地、離島等の傾斜農用地等が対象です。
- 「協定」を締結し、5年以上農業生産活動が続ける農業者へ交付されます。
- 交付金の使途に制限はありません。

主な交付単価

田(急傾斜)	21,000円/10a
畑(急傾斜)	11,500円/10a
草地(急傾斜)	10,500円/10a 等

☆交付金を活用して、例えば右のような取組ができます！



【地場産農産物の加工】



【地場産農産物の直売所販売】

New!

集落連携促進加算

平成25年度より、本制度の実施集落が、未実施集落等と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額が加算されます。

※加算単価は、2,000円/10a(交付上限額100万円)

※加算対象は協定変更後の全農用地面積



手続の流れ

●交付金を受けるまでの手続の流れは以下のとおりです。

- ①集落協定の締結 → 市町村による認定(1年目のみ)
- ②協定に基づく活動の実施 → 市町村による確認(毎年)



【棚田農業体験】

ホームページで詳しい情報をご覧ください

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html